

近世初期の尾道における商品流通

中山富広

一 はじめに

本稿の対象とする尾道は、瀬戸内のほぼ中央に位置する、中世以来の代表的な港町である。近世の尾道に関する研究は、戦前より長沼賢海⁽¹⁾、羽原又吉⁽²⁾、宮本又次⁽³⁾らの諸氏によって着手され、昭和十五年には『尾道市史』全三巻も完成している。しかし近世初期に限って言えば、一九六〇年前後に一連の論稿を発表された脇坂昭夫⁽⁴⁾氏の研究を以て、その嚆矢とすることができよう。氏の論点は多岐にわたっているが、都市・市場論に限定して整理すると、次の三点に要約できる。

(一) 慶長〜寛永期は、「幕藩制的流通機構」完成への過渡的段階にあたる。

(二) その理由としては、①全国的流通網の未完成、②隔地間の莫大な価格差、③領主の直接的市場関与・開

拓、④初期豪商による流通担当、の四点が指摘されている。

(三) 明暦期を画期として近世的(小(商業)経営が体制的に成立し(初期豪商の分解・没落)、寛文期ころに問屋商業が成立する。そしてこれは同時に近世都市の成立でもある。

これらの論点は、商品流通に関する具体的な史料の分析をふまえたものでないとは言え、この時期の市場構造の大枠を示し、かつ都市の成立と関連つけたという点においては内海地域における優れた先駆的な研究であると言えよう。

この脇坂氏の見解に対して、加子役編成と正保〜明暦期の商品流通の具体的な分析を行いつつ、近世初期の市場論を提示したのが、隼田嘉彦・畑中誠治⁽⁵⁾氏である。すなわち、初期豪商(戦国期に最盛期であり、脇坂氏の言う初期豪商はもはや初期豪商ではないとする)の解体と、藩権力の加子役編成とによって下人の独立化が進み、そうした情

況を背景に(小)商人・船持層が市場の担い手として登場する。寛文期以前のその商人・船持層の担う市場を「初期小市場」としている。

以上の脇坂、隼田・畑中論文は、現在においてもこの分野での水準を示していると考えられる。本稿では三氏の論を基本的に継承しながらも、主に町の構成、とくに町役人の性格や自治的組織を視野に入れながら、慶長期後半の福島領有期から明暦期までの商品流通および市場形態を検討してみたい。このような方法をとらざるをえなかったのは、第一に、当該地域の流通史料の不足をカバーするため、第二に、自治的機構の担い手である町役人の編成のされ方や性格に、商品流通のあり方が反映されているのではないかと考えたからである。

脇坂氏が指摘されたように、明暦期を画期として藩権力の掌握する町役人体制が整備されてくるが、これは幕藩制的流通機構(および領域市場)が整備されてくるのと同じ時期であるとされている。それならばそれ以前の尾道町の支配体制、とくに町役人(年寄・月行司)の性格はいかなるものであったのか、そしてそのもとの商品流通はいかなるものであったのか。脇坂氏が主張されたように、初期豪商ないしはその系譜をひくものか——そのもとの市場形態については明確に述べられていないが——、あるいは隼田・畑中両氏が言われるように、町役人も「初期小市場」

を担う「商人」であったのか、これらの点も含めて再検討しようとするものである。

二 元和期の町と初期豪商

(1) 年寄・月行司制の成立

尾道が毛利氏の支配下にあった時期、尾道では渋谷氏をはじめとして泉屋一相、笠岡屋又左衛門、山村久二郎、小きと善二郎ら十人が知行地を宛行われている。また文禄四年(一五九五)には泉屋一相と笠岡屋又左衛門の二人が代官に命じられており、軍需品・物資の積出し・供給手段としての尾道豪商に対し、毛利氏の配慮の程がうかがえる。しかしここで問題にしようとする自治的組織が、尾道に存在したのかどうかは明らかでない。

福島時代の慶長八年(一六〇三)に泉屋一相、笠岡屋又左衛門の二人が福島正則より備後国蔵入米を預っているが、これは福島氏の代官としてではなく、毛利時代の尾道の両巨頭がなおも勢力を保っていたことから、福島正則も最初は彼ら二人の政治・経済的実力を認ざるをえず、毛利時代の尾道の支配機構をそのまま踏襲したのであろう。では元和期にみられる五人の年寄制はいつ成立したのであろうか。慶長十七年(一六一二)にはじめて「泉や惣左衛門・秋

田屋藤左衛門・かさおかや正左衛門・きと助兵衛・児玉惣右衛門」の五名の連名・連判がみられることから、慶長八十七年の間に、一相・又左衛門の二頭支配的機構から五人の年寄制へと変化したのは確実である。おそらく毛利支配下の実力者であった一相（慶長十五年没）、又左衛門の代替りを契機として、右の二家に秋田屋・城戸・児玉の有力三家が加えられたのであろう。

また元和二年二月の「おのミち算用之もくろく」によると、上記五名が「おの道としぐ」とされ、さらに「きもいり」が四名統いて連署している。この「きもいり」が月行司的存在であると考えられる。

こうして元和二年に史料上、「としぐ・きもいり」が出揃い、この年をもって年寄・月行司制が確立したと考えたいが、その根拠にこの年と翌三年に月行司掟が成文化化されていることを挙げたい。やや長くなるが、未紹介史料であるので全文を引用しておく。

尾道町中定之事⁽¹³⁾

一月行夏渡し申時刻、年寄衆五人并に十二組之衆、算用を聞うら判あるへき事

但、月行夏衆他出いたし或は煩共御座候共、残衆としてきもいり可申候事

一算用在之時、不罷出衆在之候ハ、銀拾匁出し可申

候、則御公儀入目ニ遣可申候
一屋地子之内、かち番匠たゞミさし、引残而物成究可申事

一御公役大分かゝり申時ハ惣寄相にて調可申候、若尅人も不罷出もの候ハ、くわたいとして銀貳拾目出し可申事

一夜番かたくし家なミニいたし可申事

一御公儀御年寄衆にて被仰出候儀、無油断きもいり可申事

一明屋敷付立かり屋に居申候ものをよひ出し、家つくらせ可申事

右七ヶ条各衆儀にて相定申所如件

元和貳年三月廿七日 やげや調心判

いつミやけんせう判

(以下、四名略)

(以下五九名略
写本、三段組)

申定一札之事⁽¹⁴⁾

一御とし寄五人月行夏六十人之内、一月二年寄尅人月行司五人相談し、番月ニあたり役儀来月へのひさるやう調可申事

一さん用の儀年寄月行夏寄相、月切ニ可仕事

一御下米其外御公儀さん用の儀、年切可仕事

一地下ニ何事も談合申定時、一兩人^(成出)□て申聞候を御奉

行衆へ被仰上、何様申上セ事ニ可被仰付候事

一わつふ何事もゑこひひきなく可仕

一御奉行并下代へ理申上儀無用捨可

申上事

一他国あき人と地下人と出入儀候ハ、何

他国の人ニ利を付候へべき事

一御公儀被仰出儀、油断仕ましく

一談合之時一通之ふれニ不罷寄、其後相調候

ハ、過たいとして銀卅匁出させ可申支

一月行支之内かつてつくにつれの所へ成共はいり、

月行支不仕候もの御座候ハ、惣談として地下払可

申事

一町打未進之家候ハ、其ものゝさいはんはんにさせ不申、

地下にて才はん可仕事

元和三年五月廿三日

月行支六

老中五人

まいる

両方の定とも、月行司六十人が年寄五人へ宛てた形式をとっている。より正確に言えば、年寄・月行司あわせて六五名が「衆議」を尽して決定したことを、月行司が年寄に誓約した形をとっている。内容については後述したいが、月行司の「町入用」的算用を中心とした規定以外にも、当

時の尾道の問題を反映している箇所もある。ともあれ、この時期に年寄・月行司を中心とする「自治」的機構が成立しており、そしてそのもとに広範な「地下人」が存在していたことがわかる。

では、このような自治的機構をつくりあげた年寄・月行司はどのような階層、性格であったのか。彼ら六五名の屋号と名前を表2に示しておいたが、まず年寄の泉屋から検討しよう。

覚

一輝元様広島に御座被成候時々和泉屋一相・同惣右衛門度々御目見へ仕候、御家老衆御出頭衆、殊佐瀬石見守殿様へ御念比に被仰上之由に御座候事

一御代官所大分一相に被仰付候而、仕配仕候事

一江戸にても長門守様へ内匠殿御取次に而、庄右衛門御目見仕候事

一周防長門へ御座被成候而も、不相替御用をも被仰付候、庄右衛門代に罷成、所々支配事多御座候に付而、御用等御理り申上差上候而中絶申候事 (略)

一米千石つゝ毎年御渡し置被成候而、御用之疊表鉄酒

なと被召上候而其年々御勘定仕候、私先祖へはかやうの御用、萩へ御越被成候而も御代々被仰付候事

事

この史料は寛文年間に書かれたもので、多少の誇張や誤記もあることが考えられる。しかし戦国末期より近世初頭にかけての初期豪商が持っていたと思われる性格の一端がよく表現されている。すなわち毛利氏時代の代官職をはじめ、米千石をあらかじめ受取り、毛利氏の必需品を調達して精算するという領主権力との結びつきや、泉屋が鉄、壘表、酒等の特産品の流通を掌握しているという状況が読みとれるのである。また江戸や萩への「御用」の際、それのみにとどまらず、各地で特産品の遠隔地取引に従事した可能性も考えられよう。毛利氏時代の一相はともかく、元和期に活躍した玄松を経て、寛永年間に家業をついだ庄右衛門(寛文十一年没)の代になって「御用等御理り申上」げらるまで、初期豪商的経営が続いていたと思われる。

秋田屋藤左衛門についてはよくわからないが、寛永十四年(一六三七)ころの宗門改帳によれば、二人の子と思われる久七(家族数一五人、うち非血縁一人)と宗四郎(一二人、うち非血縁九人)に代替りしている。二人の子が藤左衛門の家督を分け与えられたとするならば、藤左衛門の代には家族数三〇人前後を有する存在と考えてよい。笠岡屋少左衛門、城戸助兵衛、児玉惣右衛門の三人も、泉屋ほどでないにしても同様の経営規模を有するものであったと推測される。

次に月行司についてみよう。指摘できることは、同族・

同屋号の者が多いということである。三名以上月行司になっている屋号は、うつぼ屋・車屋・すみ屋・広島屋・山村(やげや調心も含む、寛永ころ大黒屋)が挙げられる。このうち山村久二郎(調心か)は、毛利時代に一六石余の知行地を持ち、その子と思われる山村久蔵は月行司の組の筆頭(表2の○印)となっている。同様に、先に挙げた車屋次右衛門・広島屋源右衛門も筆頭である。

他の組の筆頭についても検討を加えておくと、泉屋のうち七郎右衛門はよくわからないが、新蔵は一相の長子で玄松の兄にあたる。慶長十三年(一六〇八)に別家し、泉屋もしくは小今蔵という屋号を名乗った。別家の際に一相から新蔵への「渡申銀子之事」によれば、現銀・酒造原料や古手など銀にして七貫目余を譲渡されている。銀七貫目というのは必ずしも多い額ではないが、この他に屋敷や蔵等の譲渡もあったと考えられ、泉屋本家を側面から支える有力商人であったろう。児玉屋二郎左衛門も同様に本家からの分家筋であろうし、渋谷与兵衛の父与右衛門は、周知のごとく、毛利時代に活躍した尾道の代表的な初期豪商である。また、こんや善左衛門は、毛利時代に知行を受けた「大かうや善三郎」の直系であり、有力商人であったと思われる。

そのほかの月行司については何とも言い難いが、寛永十四年の非血縁家族を多く含んだ家族形態からみて、初期豪

商の商業活動の一分肢であったり、また尾道を中心とする小市場（後述）を基盤に活躍しつつある商人層と規定してもよいかと思う。

元和期の年寄・月行司の性格を規定するならば、総じて年寄は初期豪商の経営を維持している商人、月行司の筆頭は有力上層商人——なかには初期豪商経営から別家した者もいる——であり、彼らを中心としたいわば「六五人衆」的体制であるといえよう。そして彼らが中心となつて、福島氏の奉行支配・初期浅野氏の御調郡代官支配のもと、尾道に自治的機構——①年寄一名・月行司五名による輪番制と臨時の「惣寄相」「惣談」、②月切り・年切りの「町算用」作成、③町負担に伴う諸割符の実施、④奉行の支配如何によつては「理申上」げる権限・力量、⑤町固有の「地下払」と「才はん」権（主に民事）を持つ——をつくりあげていたのである。

(2) 尾道の経済的基盤と米穀流通

次に、慶長・元和期の町——役人層六五軒と地下人層二五〇軒前後の経済活動の基盤について、米穀流通の側面から考えてみたい。従来成果などによつて、経済活動の基盤を考えると、重複する点もあるが、次の五点が挙げられる。

① 戦国期以来の小市場の中心地で、当地域における商品（米・鉄・畳表など）の集散地。

② 蔵入米の搬入と積出し。

③ 全国市場の未成熟による初期豪商の遠隔地取引

④ 他国商人の来航。これは①とともに、地下人の経済活動を促進

⑤ 尾道および島嶼部が米の一大消費地であり、米商・酒屋が多数成立。

慶長・元和期は、海外貿易品や軍需品の流通があるにしても、最大の流通品目は米穀、とりわけ領主米であったと思われる。尾道では、慶長八年に福島正則が泉屋一相・笠岡屋又左衛門に、蔵入米五千石程を預けて、いわば委託販売を行わせていることが知られている。⁽²³⁾次に掲げる史料は、慶長二十年（一六一五）の福島蔵入米の販売を町方が算出したものである。

御おろし米のさん用⁽²³⁾

一 御米三千石

此銀七拾六貫五百目 但巻石ニ付廿五匁五分にて

内

一 式拾四貫三百六拾五匁ハ 青判にて上

一 拾貳貫四百拾匁 青判にて上

一 六貫目

ちゞミ板御座候

一七五五十三匁ハ 上灰吹御座候

一貳貫貳百八匁八分 ちゝゝ有銀

合四拾五貫七百卅六匁八分

殘三拾貫七百六拾三匁二分 未進

内 七貫九百五十匁ハ 御米取申もの有之

貳拾貫八百拾三匁二分 町中未進

右著慶長廿年御下米未進急度御納所可仕、為後日如件

元和二年二月廿二日 幻松

(以下、年寄四名略)

慶長二十年(元和元年)に三千石の蔵入米が尾道に下されておき、その銀七六貫目余のうち、銀三〇貫目余が未進となつてゐることが示されてゐる。上納分についてみれば、青判以外のちぢみ・灰吹銀は実際に上納されず、尾道で保管されておき、これは米代銀をすべて広島へ上納させるのではなく、尾道に留めておいて必要に応じて軍よるも需品などを調達させるという、福島氏の政策にのたである。その担い手が年寄であつたとすれば、初期豪商の経営の体制的存在理由はここにも見いだすことができる。

次に、米穀流通にかかわるものとして、右の「御おろし米之さん用」の三日前に作成された「おのミち算用之もくろく」を検討しておこう。表1によると、収入として計上されているのは、「度々貫申候貫之高」(これは、石高に

応じて銀を賦課されたもので、臨時に徴収される)の六二貫余、下米の売残米、地子銀の残り、慶長十七年分の下米の付加税残銀の四項目である。このうち「貫之高」には、支出のなかに「三町引方」「三町未進」(前掲「申定一札之事」の最後の条にある「町打未進」がこれにあたる)が二六貫目余あるから、実際には三五貫目余の徴収額であつた。したがつて収入の項目は、町が保管する本来あるべき現銀額、およびまだ処理されていない蔵入米(下米)の銀額が書きあげられてゐる。

払い方は、加子賃や下米代上納等から成るが、興味深い点が二、三あるので述べておこう。第一に、状持ちや「下きもいり」等への「小払」や「しと(讃岐志度か)へまいり御材木舟のかこ」等の加子賃・餌取へ、あわせて三七貫余支払つてゐるが、これは「貫之高」(町打銀)で賄つてゐると考えられる。また農村での本途物成にあたる地子銀は基本的に上納されるが、年によつては慶長十九年にみられるように、町に下賜される場合もあり、「貫之高」同様、町入用として使用された。第二に、慶長十八・十九年の「渡残米」にみられるように、町での評価額と上納代に差異があること、すなわち兩年とも石当たり六・八匁程度の開きがみられることである。これは利子的なものがついたのかどうかわからないが、さらに「御米入銀」として銀一〇〇目に付き三・五匁の付加銀が課せられてゐる点から

表1 おのミち算用のもくろく

慶長16～19年に度々貫申候貫之高	62,258.25
慶長17年町中へ渡し残り米	4,204.15
慶長18年町中へ渡し残り米 (316.773石)	4,333.95
慶長19年町中へ渡し残り米 (718.54石)	10,763.75
慶長20年町中へ渡し残り米 (869.13石)	23,697.33
慶長19年の地子の余	1,582.77
慶長17年のかけちん・かけへり (100日に付5.2匁)の残銀	251.51
計	107,091.69
慶長17年7月～元和2年2月の小払、めいめいうけ取 系とり44人に渡し	19,752.14 14,111.38
しとへまいり御材木舟のかこ24人に渡し	3,493.63
慶長17年の渡残米 (283.62石)代上納	5,827.22
慶長18年の渡残米 (316.771石)代上納	6,483.4
慶長19年の渡残米 (718.54石)代上納	15,700.73
慶長16年のかけへり (100目に付3匁)分の不足上納	123
慶長18年の御米入銀100日に付3.5匁分の不足上納	1,127
慶長19年の御米入銀100目に付3.5匁の不足上納	1,667.3
慶長15年借用米175.5石を同17年に納所	4,057.86
慶長17年松田下総の米550石の舟ちん、かこちん等	257.55
19年方々くらへもち入の出しちん、ねすみくい	161.73
御米91.296石、小きど、いつみやくらニてねすみくい	2,151.23
三町引方	23,848.44
三町未進	2,717.61
はら	101,634.755
差引	5,456.93

もすれば、福島氏は地子銀よりも蔵入米の尾道での換銀差額に重点をおいた政策をとっていたということができよう。そして注目すべき点は、これらの差額・付加税の負担が現実の米買取者ではなく、町で負担していることである。第三に、蔵入米が「方々くら」「小きど・いつみやくら」に保管されていることである。浅野氏支配の慶安二年(一六四九)に尾道へ蔵が設置されるが、それまでは福島・浅野両氏とも、年寄・月行司の蔵に保管させていたことは確かであろう。

以上の右引用史料および表1の検討を、本稿の主題にそつてまとめよう。年間三〜五千石の蔵入米は尾道町の責任において捌かれているが、米を預かり売払っているのは年寄・月行事の裁量によると考えられる。元和期の米穀流通の機構は、年寄・月行司の運営する町によって担われており、その意味で、初期豪商

的経営を行っていた有力商人達がイニシアティブをとりつ
つ、領主米の流通がなされていたということが出来る。

このことは家臣知行米の場合も同様であった。福島時代
には知行米の下落は、尾道で毎年千石以上あった。元和二
年には、梶田出雲・松田下総・間島美作・広瀬喜左衛門の
四人から、一二七五石余を預かり、月番の月行司が翌年三
月までに九一石余を町中におろしている。⁽²⁶⁾たとえば、元
和二年八月の月番であった鯛屋次郎右衛門は、「梶田出雲
様のおのミち町中へ御おろし米、我等預りニて右之衆中へ
払申候」として、笠岡屋少左衛門・秋田屋藤左衛門(年寄)
へそれぞれ一四・二石、すみ屋善右衛門(月行司)六・一
石、そして地下人で小売と思われる筆屋・よこ屋・大坂屋
へそれぞれ六・五石、四石、二石の計四七石を売払ってい
る。⁽²⁷⁾蔵入米・知行米とも、地下の米屋の要求に応じて売払
いもあったが、多くは年寄・月行司への売払いが中心であ
ったと思われる。彼らは酒米として買取の場合と仲買・小
売商として買取の場合があるが、後者の場合、小市場内、
とくに尾道町およびその近辺で販売されたと思われる。

三 寛永・明暦期の商品流通

(1) 加子役負担と年寄・月行司

寛永期に入ると、年寄五人・月行司六〇人制から、年寄
五人・月行司六五人制へと移行し、月行司の組が一組増
え、「七〇人体制」となっている。その寛永十八年におけ
る町役人七〇名を示したのが表2である。表にはそれぞれ
の檀那寺、寛永十四年ころの家族形態、同十五年の屋敷所
持および同四年の加子役負担銀も同時に示した。しかし寛
永年間の町役人の交替は激しく、十八年の時点での年寄五
名および月行司の筆頭一三名は確定できない。そこでちな
みに、寛永四年における年寄・月行司筆頭の名前と加子役
負担銀を示すと、年寄は、泉屋庄右衛門(免除)・笠岡屋
少左衛門(免除)・城戸屋助兵衛(一〇〇目)・兎玉屋惣右
衛門(免除)・渋谷与兵衛(免除)、月行司の筆頭は、小今
蔵彦右衛門(二二〇目)・泉屋九右衛門(二四〇目)・秋田
屋九七(二三八匁)・米屋二郎兵衛(一七〇目)・広島屋源
右衛門(二一〇目)・新介屋市右衛門(一九〇目)・灰屋二
郎右衛門(一六五匁)・うつぼ屋少二郎(一六〇目)・大紺
屋善左衛門(一五〇目)・あが屋助二郎(二四〇目)・同弥
三右衛門(九〇目)・すみ屋善右衛門(一一〇目)・亀川清
右衛門(二二一匁)の一二三名である。彼らはいずれも元和
期の年寄・月行司の系譜をひき、かつ加子役銀の負担割合
からみても尾道を代表する商人であった。

さてここで注目したいのは、城戸屋助兵衛が年寄である
にもかかわらず、加子役銀が免除になっていない点であ

る。このことは、城戸屋が實質的に年寄の職務を何らかの理由によって遂行していない、つまり城戸屋の年寄役は形式上そこに名を連ねていたにすぎないことを示しているであろう。加子役銀一〇〇目は決して低い額ではない。しかし月行司筆頭の額よりも低額と言わざるをえない。この加子役銀から判断して、城戸屋の初期豪商の経営がかつてないほどの危機に直面し、そのため年寄の職務を執行する余裕すらなかったのかも知れない。ともあれ、これは初期豪商の経営の行き詰まりによって、實質的に三、四名の流動的な年寄制となったことを示すが、尾道の自治的組織を意識して、表2の七〇名にみられるように、形式的・対外的には寛永年間にも五名の年寄制が維持されていたと思われる。⁽³⁰⁾

さて、それでは寛永期の年寄・月行司七〇名はどのような商人層から成っていたのであろうか。元和期の初期豪商の経営を有する商人の連合的性格と比較して、どのような性格といえるか、表2より検討してみたい。

まず同族の者でその数を増しているのは、元和二年の三名から九名へと三倍増をみせている泉屋を筆頭に、見玉屋（二名↓四名）、あが屋（二名↓四名）等である。逆に減少した屋号としてすゞ屋（五名↓二名）山村（四名↓二名）等が挙げられる。また系譜的にみて新たに月行司に就任した者が一五名、月行司の家柄でなくなった者が二名

いる。このことから元和期の年寄・月行司の系譜をひく者が多く、二五年間でわずかに五分の一が交替しているにすぎないことになるが、一方で泉屋やすゞ屋等の増減の原因を初期豪商の経営の解体（小経営への機能分化）ととらえれば、そこには年寄・月行司を構成する商人層の性格に変化があったと想定できないか。すなわち城戸屋の例で推測したように、初期豪商の経営の解体（および小経営への転換のきざし）と、地下人の経済的抬頭という社会変動を、ここに読みとれないだろうかということである。

そこで次に、「地下中高下出来ニ付、御加子銀錠如此仕替候、少茂高下依怙鼠肩無御座、有様ニ割符仕候、若高下仕重而地下ヲ申分御座候ハ、此加判仕候者共曲事ニ可被仰付候」として割替られた、寛永四年の加子役銀負担から、その変動の一端を探ってみたいと思う。

表3は、その寛永四年の加子役銀と間口の広さとの関係を示したものである。加子役銀が間口の広狭に比例していないから、現実の商業活動・致富手段に応じて「有様ニ割付」されたと考えてよい。表から知りうることは、(一)抱が高く評価されていることである。抱の実態は「ミセ・かしや」であり、例外的に蔵屋敷などの場合もある。⁽³²⁾ (二)間口が四間以上の者でも、一五匁以下が六名おり、逆に二間以下に五〇匁以上の者が二名いる。(三)数量的に加子役銀負担の中核を占めているのは、二、三間の者であり、五〇目以上

表2 年寄・月行司の存在形態

元和2年(1616) における月行司衆	寛永18年(1641) における月行司衆	檀那寺	寛永14年(1637)の家族形態				寛永15年の 屋敷所持 面積	寛永4年(1627) の加子役銀	備考
			寛永14年 の家族 形態	寛永15年 の 屋敷 所持 面積	寛永15年 の 屋敷 所持 面積	寛永15年 の 屋敷 所持 面積			
◎秋田 やや 藤左衛門 秋田 やや 宗四郎(淨)正受院 ◎いづつ やや けんせう 泉 やや 泉庄右衛門(音)西園寺	秋田 やや 庄右衛門(音)西園寺 泉 やや 九右衛門(音)西園寺 泉 やや 市右衛門(音)西園寺 泉 やや 六左衛門(音)西園寺	正受院 西園寺 西園寺 西園寺	人 3 人 9 人 20 人 12	人 3 人 9 人 20 人 12	人 3 人 9 人 20 人 12	2 3 3 2	8.12 15.18 12.12 12.21	免除、庄右衛門抱204.5 240 143.5	*これよりいづつ みや五郎右衛門
○いづつ やや 新 藏 小今 蔵 やや 彦彦左衛門(音)西園寺	いづつ やや 蔵右衛門 いづつ やや 茂左衛門(音)西園寺 いづつ やや 猪右衛門	西園寺 西園寺 西園寺	人 4 人 14 人 6	人 4 人 14 人 6	人 4 人 14 人 6	3 3 1	8.24 11.15 6.00	新蔵 220, 同人抱76	庄右衛門次男
○いづつ やや 七郎右衛門	いづつ やや 七郎右衛門 いづつ やや 猪右衛門	西園寺 西園寺	人 3 人 8	人 3 人 8	人 3 人 8	1 3	6.00		庄右衛門次男
◎かさをかや 少左衛門	笠岡 やや 五郎右衛門(音)西園寺 いづつ やや 庄左衛門(淨)正受院 いづつ やや 又三郎(淨)正受院	西園寺 正受院 正受院	人 6 人 4 人 10	人 6 人 4 人 10	人 6 人 4 人 10	1 9	— 19.16 181	少左衛門免除, 同人抱	庄左衛門男子
◎きと やや 助兵衛門	城戸 やや 平左衛門 児玉 やや 少三郎(淨)南之坊 児玉 やや 嘉兵衛(淨)南之坊	南之坊 南之坊 南之坊	人 5 人 14 人 5	人 5 人 14 人 5	人 5 人 14 人 5	4 4 1	10.17 36.6 3.15	助兵衛100, 同人抱 36.6, 惣右衛門免除, 同人抱 30.6	
○こた ま 二郎左衛門	児玉 やや 仁左衛門 児玉 やや 二郎左衛門(淨)南之坊	南之坊 南之坊	人 6 人 9	人 6 人 9	人 6 人 9	5 1	11.24		
あか やや 弥三右衛門	阿賀 やや 弥三右衛門(真)福善寺 阿賀 やや 九郎右衛門(真)福善寺	福善寺 福善寺	人 3 人 8	人 3 人 8	人 3 人 8	3 —	10.05 —	90	
あか やや 助二郎	阿賀 やや 三右衛門(真)福善寺 阿賀 やや 金十郎(真)福善寺	福善寺 福善寺	人 8 人 6	人 8 人 6	人 8 人 6	2	9.18	助二郎 140, 同人抱9	
あまかさきや孫兵衛	阿賀 やや 少一郎(淨)南之坊 阿賀 やや 少一郎(淨)南之坊	南之坊 南之坊	人 2 人 5	人 2 人 5	人 2 人 5	1	2.00		三右衛門男子

いもしや	や	九郎へもん	鑄師	や	佐左衛門	(淨)西之坊	4	9	13	1	2.15	1	2.15	
いもしや	や	市右衛門	御所	や	宗三郎	松源院	4	5	9	1	.24	1	7.09	大郎作75, 同人抱34
うわしや	や	二郎へもん	うわしや	や	三郎右衛門	(淨)松源院	7	12	19	4	1.24	1	1.24	与市60
いよや	や	源太郎	うつほや	や	二郎四郎	(法)妙宣寺	*7	2	9	2	3.18	2	3.18	源太郎50
うつほや	や	少二郎	うつほや	や	二郎	(時)慈観寺	5	13	18	1	6.15	1	6.15	160
うつほや	や	太へもん	うつほや	や	二郎	(時)慈観寺	3	4	7	1	1.27	1	1.27	50
うつほや	や	惣太郎	うつほや	や	八郎	(時)慈観寺	5	8	13	3	5.18	3	5.18	惣太郎60
馬をい	や	助												
糸ひすや	や	吉左衛門												
をか山や	や	善四郎				(言)善性寺								
をか入や	や	善三郎	大入や	や	善三郎	(言)善性寺	4	10	14	3	1.21	3	1.21	
大はな	ち	善右衛門	大八や	や	善三郎	(淨)南之坊	5	6	14	5	6.14	5	6.14	85, 同人抱31
大か	な	又左衛門	かなや	や	又左衛門	(淨)南之坊	2	4	7	2	5.27	2	5.27	85, 同人抱19
かしま	や	源七衛門	源十郎				*5	1	6	1	1.03	1	1.03	50
かな	山	仁へもん	川	喜右衛門		(真)福善寺	*7	2	9	2	4.06	2	4.06	
かめ川	や	清助				(淨)信行庵				3	10.09	3	10.09	清右衛門 211
くすりや	や	三右衛門	や	勘右衛門	(淨)南之坊		5	8	13	1	2.06	1	2.06	又三郎65
くるまや	や	又右衛門	や	次右衛門	(淨)宝堂寺		4	3	7	2	.24	2	.24	25, 同人抱10
くるまや	や	宗二郎	くるまや	や	五郎大夫	(淨)南之坊	5	6	11	1	3.09	1	3.09	惣二郎97
くるまや	や	久次郎	くるまや	や	藤九郎	(淨)南之坊	5	4	9	2	1.21	2	1.21	52
米	や	兵衛	米	や	七郎兵衛	(淨)南之坊	8	2	5	5	久三71, 同人抱23.1			
米	や	兵衛	米	や	右衛門	(淨)持光寺	11	19	19	6	12.12	6	12.12	170, 同人抱73.5

*戸主 かしまや
 後家
 *戸主, 専右衛門

*戸主, 五郎兵衛

元和 2 年 (1616)	寛永18年 (1641)	檀那寺	寛永14年 (1637) 家族形態				筆数	寛永15年の 屋敷所持 面積		寛永4年 (1627) の加子役銀	備考
			寛 永 14 年 の 家 族 形 態	計	種	シ テ		持 積	持 積		
元 助 九郎	寛永18年 (1641)	檀那寺	寛 永 14 年 の 家 族 形 態	計	種	筆数	持 積	持 積	寛永4年 (1627) の加子役銀	備考	
こ 人 助 九郎	大紺 善左衛門(淨)南之坊	(淨)南之坊	人 4	人 9	人 13	—	—	150, 同人抱54		小こんや	
○ 成 七 兵衛	大紺 善左衛門(淨)南之坊	(淨)南之坊	人 7	人 13	人 20	2	8.09	102, 同人抱30			
○ 小 七 兵衛	谷 市右衛門(淨)吉祥坊	(淨)吉祥坊	人 2	人 2	人 4	1	1.24	45, 同人抱21			
○ し ぶ 一 五郎	新長三郎	(時)常称寺	人 5	人 10	人 15	6	12.15	102, 同人抱30			
しやうりや	善左衛門					1	1.21	110			
す 彌 左衛門	善左衛門					4	5.06	16			
す 彌 左衛門	善左衛門					1	2.09	40			
世 次 五郎へもん	多島 九兵衛					3	11.18	165, 同人抱 157			
た し ま や 四郎へもん	孫右衛門					1	2.12	56			
な か へ 孫右衛門	又右衛門										
な か へ 又右衛門	又右衛門										
七 又 右衛門	又右衛門										
七 又 右衛門	又右衛門										
は つ 十 四郎右衛門	二郎右衛門(時)慈観寺		7	19	26	1					
は い や 二郎右衛門											
ひろしまや											

*うち1軒は、は
いや後家

○ひろしまや	源右衛門	広島や	源右衛門	(浄)南之坊	6	9	15		4	9.06	210.	同人抱48.6	
ひろしまや	宗四郎	広島や	平四郎	(浄)大蔵坊	* 6	4	10		2	6.27	宗四郎190.	同人抱74	
ミその上	与三右衛門	山	宗左衛門	(禪)天寧寺	7	5	12	1	1	1.03	浄盛80.	同人抱23.5	*戸主, 善市 {(←子シ)}
山	浄久左衛門	山	大黒門						3	3.24	浄盛80.	同人抱23.5	
山	村久孫右衛門	山	大黒門								82.	同人抱50	
○山	村久												
や	久調心			(浄)南之坊	* 2	9	11	4	3	5.18			*戸主, 調心後家
ゆ	ひたや助四郎	宮	助左衛門	(時)十王堂	4								
		堺	崎少左衛門	(浄)正授院							74.1.	同人抱29.4	
		角	さかいや										
		簗	や	二右衛門					1	3	8.15	120	
		川	崎や	右衛門	(浄)安養寺	6	5	11		2	5.18	(123.5, 同人抱20	
		小	物や	右衛門	(浄)吉祥坊	8	6	14	10	2	5.18	市右衛門190,同人抱	
		新	介や	右衛門	(浄)持光寺	3	22	25		2	1.06	82	
		油	や	善清	(浄)西之坊	5	3	8	1	2	2.06		
		其	阿弥	作									
		内	鐵治		(法)妙宣寺	7	4	11		1	1.21		
		大	かちや	三郎	(浄)南之坊	8	5	13		2	6.21		
		石	目見	三郎									
		大	坂や	善二郎									

「尾道町中定之事」(元和2年)〈渋谷文書〉、「万小日記」(寛永18年)〈渋谷雜録〉、「尾道町宗門改帳」(寛永14年ころ)〈「尾道書類」〉等による。元和2年の◎は年寄, ○は月行司筆頭。檀那寺の(浄)は浄土宗, (言)は真言宗, (真)は浄土真宗をさす。

表3 寛永4年(1627)における間口の面と加子銀の相関

間 匁	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~	計
200~ 150~			1, (抱) 1	3 6		1	1	13
140~ 130~ 120~ 110~ 100~		(抱) 1 2 2 2	3	1 1	1			13
90~ 80~ 70~ 60~ 50~	(抱) 1 1, (抱) 1 1	2, (抱) 1 6, (抱) 1 4, (抱) 2 7, (抱) 2 5, (抱) 1	1 2 3 2, (抱) 1	1, (抱) 1	1 1			48
40~ 30~ 20~	2, (抱) 1 9, (抱) 3 13, (抱) 8	9, (抱) 2 8, (抱) 5 8, (抱) 4	2, (抱) 2 (抱) 1 4	1, (抱) 2		1		85
15~	12, (抱) 2 (内) 1	5, (抱) 1	1, (抱) 1					23
10~	22, (抱) 5 (内) 1	16, (抱) 6	4	3				57
5~	45, (抱) 6 (内) 4	25, (抱) 4 (内) 1	2, (抱) 3	1, (抱) 2	1	(抱) 1	(抱) 2	97
5未満	97, (下) 7 (内)9, (抱)14	86, (下) 5 (内)2, (抱)4	10, (抱) 3	2		(下) 1	(抱) 2	242
計	265	229	46	24	5	4	5	578

の割符は抱を除いて三〇名にのぼる。しかも彼らのほとんどが月行司もしくはその系譜をひく者であった。(四)五匁未満であるが、下人が一三名、同様に一五匁以下に「誰兵衛内、某」という「内子」的な存在が一八名書き上げられており、主家従属者層の自立過程を示している。

次に、寛永元年と同四年の加子役銀の負担の変化を検討してみよう。長江西町では、地下人にほぼ変化はないが、月行司の系譜をひく七十屋善二郎が二三・四匁から八匁に減り、広島屋惣四郎が一五〇目から一九〇目に増加している。⁽³³⁾また表4に掲げた長江新町では地下人のほとんどが増銀となっており、かつ加子役銀負担の範囲を新たに抱まで広げていることがわかる。

以上の検討から、元和期の月行司の系譜をひく商人の盛衰、

表4 長江新町における加子役銀の変化

人	名	寛永元年	寛永4年
新	郎門	1.3	2.3
新	二衛左	1.3	1.5
新	郎家	1.8	2.5
新	二衛郎	1.8	2.0
新	庄衛	2	2.8
新	善兵衛	2	3.4
新	孫五郎	2	2.5
新	右衛門	2	3
新	右衛門	2.3	2.3
新	三右衛門	2.2	3
新	か瓜右衛門	2.2	3
新	瓜作郎	2.3	4.4
新	助右衛門	2.3	4
新	助後	2.2	2
新	きやうへ	3	2
新	瓜右衛門	3	2.6
新	瓜三郎	2.5	4
新	新四郎	3.5	4.5
新	新七郎	3	4
新	新右衛門	3	3.5
新	天神前七郎		6
新	天神前七郎		4
新	天神前七郎		1.5
計		45.7	70.8

抱の経済的重要性——つまり、彼らの小市場を基盤とした商業・輸送活動——と、地下人の抬頭という特徴が看取できる。脇坂氏の表現を借りれば、初期豪商の経営の解体と近世的小経営への発動ということになるうか。その意味で寛永十八年の年寄・月行司七〇人の性格は、解体過程にある初期豪商の経営およびその系譜をひく商人と、小市場を舞台に抬頭しつつある小経営商人層・職人層であったと言える。

ただし、この寛永期の町役人の性格が、初期豪商の経営

なつて、万治年間ころ年寄制が一町一名、計三名という制度に変化していることが挙げられる。こうした過程をへて元和期以来の尾道の自治的組織が元禄期ごろまでには解体されて、藩権力の統制のもとに再編されるのである。そうした意味で言えば、寛永・明暦期の町役人の性格は地縁的・職能的結合への、過渡的性格を有していたといえることができる。

〔補註〕

では、小経営商人層が基盤とした小市場とはどのようなものであったのか。また尾道の初期豪商が行ってきた

の解体によって広範な層まで含みこんだ連合的性格という側面に加えて、ここでは藩権力の統制が従来の自治的機構に、より一層強くなるのしかかっていたということも指摘しておきたい。たとえば後述する正保三年（一六四六）の史料では、尾道に積み上げられた荷物を、尾道支配担当の御調郡代官に月行司が報告しているように、藩権力の規制のもとに、年寄・月行司役の性格自体も大きく変化しつつあること。またそれと関連して、註(30)でもふれたように、そのような藩の統制強化にとも

遠隔地取引は、隼田・畑中氏が重要視されていないように、もはや衰退してしまつたのか。ここでは以上の二点を簡単に整理してみようと思う。

まず小市場について検討してみよう。一般に、領域市場および幕藩制的全国市場が確立するのは寛文〜元禄期とされている。その完成の前段階の市場形態が小市場であり、戦国期以来の町場を中心に各地に形成されていった。隼田・畑中氏は、領主米の販売機構と小流通機構に着目してこの、近世初期の市場を「初期小市場」と呼び、全国市場形成の先駆的形態とした。尾道に限って言えば、自然発生的に中世市場の系譜をひき、尾道を中心に内海をはさんで伊予と島嶼部に圏域をもつ市場と規定している(前掲、「近世初期における加子役の成立と市場構造」)。しかし小市場、「初期小市場」のいずれにしても、慶長〜寛文年間の主要な市場形態である、という点においては共通している。だが、寛文期以前の市場形態を小市場(「初期小市場」)の論理だけで捉えられるのであろうか。少なくともそこには生産力の発展に応じて、段階の設定が必要であるように思う。以下、実証は今後の課題としたいが、内海地域の小市場を寛永年間を画期として、二段階に分けて考えていきたい。

慶長〜寛永年間の場合(小市場Ⅰ)は、市場圏の内部においても、遠隔地取引でみられるような莫大な価格差

が存在する段階である。この段階は、村落がいまだに家長制的な農民によって構成されており、かつ小市場内での都市と農村との分業も未成熟という条件に規定され、市場関係は不安定である。

寛永〜寛文年間の場合(小市場Ⅱ)は、家父長制的農民の分解と、都市と農村の分業関係の成立によって、都市を中心として、小市場内にⅠのような価格差がもはや存在しない段階である。と同時に、この段階は藩が本格的に領域市場の整備を開始する時期でもあり、城下町商業の完結の一環として、各地に在町が設定されてくる段階でもある。

ⅠからⅡへの移行は、この時期の流通品の増大によつてもたらされたものであった。広島藩で寛永年間を画期として、札役銀・諸運上が増加しているのは、流通品の増大に対する藩の対応のあらわれであった(この点については前掲、土井作治『幕藩制国家の展開』第三章第三節4を参照されたい)。

戦国末期から近世初期にかけて初期豪商が盛んに行つた遠隔地取引は、小市場Ⅰを基礎にして初めて実現しうるものであろう。したがって極論すれば、互いに後進地域間でも取引が成立しうる可能性もあり、全国各地で遠隔地取引は成立するのである。しかし小市場Ⅱの段階にいたると、徐々に衰退し、後進地域と先進地域間にしか

存在しなくなる。尾道において西廻り航路が開発されていないこの段階においては、南および西九州が主要な取引地であったと考えられる。

(2) 商品流通の実態

前節で述べた年寄・月行司による米穀流通機構は、浅野氏支配下においても、慶安二年の浦辺蔵設置まで基本的に継承されていたと思われる。また家臣知行地からの下米も同様であった。

しかしこの段階(寛永年間以降、小市場Ⅱ)になると、右の尾道町への直接的な蔵米・知行米の払下に加えて、広島と三原の米屋(蔵元的存在)から荷受商事形態で米購入が本格的に始まり、慶安二年の蔵設置以後は、やがてこの形態による米購入が主流となる。これは藩の城下町育成政策に規定されたもので、まさに尾道の小市場が領域市場に組み込まれていきつつあることを示すものであろう。

さてここでは最初に、量的把握はできないが、この時期の流通経路を図1に示しておこう。図における小市場は島嶼部と、図示していないが、尾道の後背地農村と伊予の沿岸部である。「島々々々請取申塩」以外は、「積上申荷物」とあるだけで品目はわからないが、これらは小市場内と九州からの物資移入であった。その他の主要な移

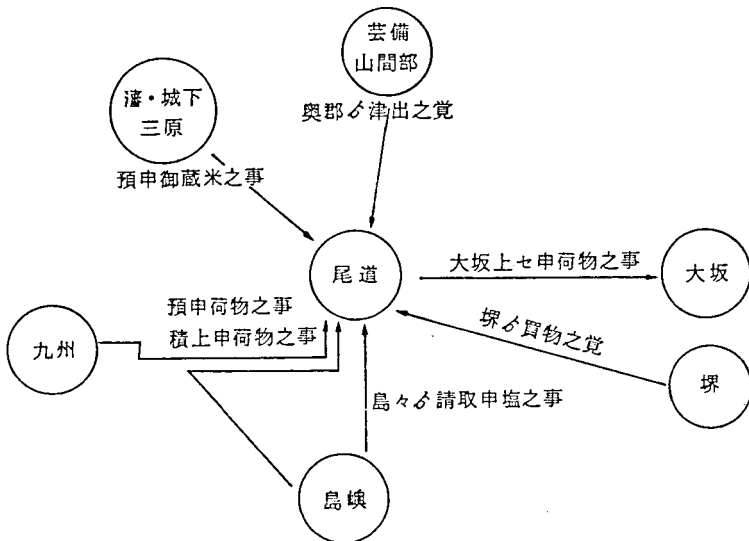


図1 寛永年間の商品流通略図

入経路は広島・三原からの「預申御蔵米」と家臣知行米、それに慶安以前には年寄・月行司の蔵へ蔵入米の移入があった。また「奥郡津出之覚」とあるのは、鉄・材木等の特産品を想定してもよいかと思う。

この時期の尾道商人と大坂・堺との関係は、「大坂上セ申荷物」と「堺が買物」とあるように、大坂へ米穀ならびに鉄・畳表などの芸備特産品を積上せ、帰路に堺などから工芸品等を積載する場合もあったのであろう。そのほか領外では、兵庫（兵庫にて遣銀子之事）、牛窓（牛窓にて宿賃之事）、京都（京都へ駄賃之事）、福山（福山へ駄賃之事）があげられているが、これらは加子役関係と思われる。

次に、この段階の唯一の流通史料である「御領内米并他国々俵子入切手写帳」（正保三年五月、慶安元年六月、明暦二年十月）を検討しよう。この史料は月行司の月番にあった渋谷市右衛門組が、尾道に荷上げされた米・雑穀の数量と荷上げを行った商人名を記録したものである。したがって米・雑穀の入荷以外は対象となっておらず（千鯛が一例のみ）、塩やあい物等の流通は判明しない。しかも一年間のうちのわずか一カ月の記録にすぎず、図1に即してみると「預申御蔵米之事」と「積上申荷物之事」の一部ではない。表5と7として、流通に関与した尾道の商人名と米・雑穀の量および荷積地を整理してみた。⁽³⁾

まず表で大別したように、穀物入荷が船物商形態と荷

受商事形態に分かれる。船持商事（図1では「積上申荷物之事」から検討すると、元和と寛永年間の年寄・月行司の系譜をひかない商人（地下人）層が大半を占めていることがわかる。表5の正保三年では一八名のうち一名、表6の慶安元年は二九名のうち一九名、表7の明暦二年は一名のうち六名である。なかでも宮崎屋（表5の1）やハツカ屋（表6の5）、わた屋（表7の13）等がその積上げ回数・積載量において注目される。これらの商人は小市場ⅠからⅡの段階にかけて、市場内での商業活動と加子役への従事によって抬頭してきたのであろう。また、わた屋や唐津屋（表7の8）、薬師堂の五郎七（表6の25）など九州や讃岐に進出している例もあるが、遠隔地の多くは年寄・月行司の系譜をひく商人であり、かつ小市場内では調達されていない大豆・小豆類の取引を行っている（表5の10、表6の15・17・27、表7の4・12など）。

次に、荷受商事形態を検討しよう。この形態は、大半が年寄・月行司による三原・広島（三原・広島）の商人（蔵元）からの蔵米・知行米移入である。表5の6の大坂屋権右衛門は十二日に小表を「三原が積参」っているが、その時に「竹本外記様御年貢米」を購入する商談をまとめたのであろう。翌十三日には、三原の米屋某より米一八石を尾道で受取っている。この事例は、大坂屋が船持商事と荷受商事の両方を含んだ経営であることを示し、後年のように専門化するに至

表5 正保3年(1646)5月における尾道への穀物入荷

船 持 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内, 仕入地	
1. 宮崎や善五郎	1, 29	大豆54.9石(筑前), 大豆24石(鞆)	
2. 米や九七郎	2	小麦3.2石(三原)	
3. ?	3	大豆30石(唐津)	
4. いよや五郎兵衛	5, 27	小豆2石(松山), 小豆2石(松山)	
5. あめや九郎七	11	大麦3.6石(中島)	
6. 大坂や権右衛門	12	小麦3.2石(三原)	
7. 大崎や新五郎	13	小麦6.8石(大崎島)	
8. 三原や久左衛門	14	大麦3石・小豆0.3石(竹原)	
9. 惣七	14	大麦0.5石・小麦2.5石(島かた)	
10. こたまや加忠兵衛	19	大豆40石(日向佐土原)	
11. いちや加三郎	19	小麦10石・大麦15.2石(今治)	
12. たんすや助市	20	小麦4石(備中)	
13. 重井や彦左衛門	22	小麦2.8石(因島三庄村)	
14. 後小路助三郎	25	大麦2石・小麦3.3石(大崎島)	
15. 又兵衛	26	小麦11.5石(予州)	
16. 山や惣左衛門	26	小麦18石(今治)	
17. よつきや庄二郎	27	小麦14石(今治)	
18. くほノ小左衛門	29	小麦2石・大麦4石(島かた)	
(破 損)	13, 19, 21, 25, 26, 26, 27, 27, 27, 29	小麦3.6石(岡村島) 小麦10石(竹原), 小麦4石(島かた) 小麦6.5石(備中), 小麦2.4石(伊予藤原), 小麦10石(伊予林) 小麦15石(岩城島) 小麦16石・いわし10石(松山) 大豆1.5石(忠海), 小豆1石(因島)	
荷 受 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内, 荷積地	
1. 米や角兵衛	2	米15.9石(三原)	
2. うつほや太右衛門	5, 13, 14, ?	小豆7石(松山), 小豆1.5石(松山) 小麦6.5石(今治), 小麦1.2石・小豆5.7石(松山)	
3. いつみや庄九郎	6	米50石(三原)	
4. 面や助六	6	米20石(広島)	
5. はいや次郎右衛門	7	米12石(三原)	
6. 大坂や権右衛門	13, 20	米18石(三原), 米42石(三原)	
7. ハツカや惣右衛門	14, 18	小麦7.2石(予州いの口), 小麦2.7石(瀬戸田)	
8. たんすや助市	18	小麦1.6石(三原)	
9. いわしや惣三郎	19	米33石(三原)	
10. いわしや七郎左衛門	20	米9石(豊田郡舟木村)	
11. いとや久左衛門	20	米27石(三原)	
12. 米や猪左衛門	21, 26	米9.9石(三原), 米36石(三原)	
(破 損)	22, 27	米33石, 米27石(以上, 三原)	

表6 慶安元年(1648)6月における尾道への穀物入荷

船 持 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内, 仕入地	
1. しほや	二郎四郎	3	小麦2.8石(ゆけ島)
2. やくし	又の十郎	4	小麦17.6石(はかた島)
3. 刻	やの兵衛	4	小麦2石(三島)
4. 米	や吉右衛門	6	小豆15石(広島)
5. ハツカ	や惣右衛門	6,8,10 11, 19	小麦2.4石, 小麦4.8石, 小麦2石 小麦12石, 小麦3.2石(以上, 三島)
6. 荒神	堂孫兵衛	6	小麦13.6石(三島)
7. うはし	や惣兵衛	7,7,19	小麦14石, 小麦4.8石, 小麦2石(以上, 三島)
8. さや	ノ前左兵衛	8	小麦1.5石(三島)
9. いと	や久左衛門	11	小麦12石(三島)
10. 灰吹	や善五郎	19, 20 11, 11 26	小麦7.5石, 小麦3.5石(以上, 三原) ?21.6石(やしろの島), 大豆18石・小麦6石 (平戸), 小麦16石・小豆15.5石(広島)
11. はりま	や与三兵衛	11	小麦1.89石(きはら)
12. 大崎	や新五郎	11	?11.6石(三島)
13. よつ	きや善十郎	12	小豆0.3石・小麦2石(予州川之上)
14. 秋	田久二郎	14	小麦7石(今治)
15. 秋	や半兵衛	17 19	?60石(肥前) 小豆1.2石(三原)
17. いつ	みや次右衛門	20	大豆29.4石(大坂)
18. 荒神	堂善四郎	17	小豆0.5石(三島)
19. 御所	ノ庄兵衛	20	小麦1石(因島椋浦)
20. 三郎	兵衛・忠二	22	小麦6.11石(宮島)
21. けん	ほや吉右衛門	22	小麦0.8石(?)
22. 仁	右衛門	23	小麦1.5石(島かた)
25. やく	し堂五郎	25	小麦1石(丸亀)
26. 後小	路助三郎	25	小麦1.35石(大崎島)
27. こた	まや市三郎	27	小麦39.5石(豊後府内)
28. たし	まや庄六郎	27	小麦1.16石(伊予ふしはら)
29. いよ	や五郎兵衛	27	小麦4.8石(三原)
(破 損)		4, ? 3	小麦7石(三原), 小豆1.6石(瀬戸田) 小麦?石(瀬戸田)
荷 受 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内, 荷積地	
1. 塩	や又右衛門	2	大麦10.5石(向島西村)
2. いわ	しや惣兵衛	5	大麦3石(向島西村)
3. 島	や助一	6	大麦1.6石(向島西村)
4.		6	?10石・大麦5石(かまかり島)
5. 大入	や三清左衛門	18	大豆16.8石(大坂)
6. 米	や清三郎	25	米34.2石(三原)
7. 米	や久左衛門	25	米30石(三原)
8. 栗原	や庄八	28	米30石(三原)
9. 泉	や小左衛門	28	米30石(三原)
10. 広島	や源右衛門	29	大豆5.4石(大坂)

表7 明暦2年(1656)10月における尾道への穀物入荷

船 持 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内, 仕入地	
1. 懇 や ?	1	大麦 9.2石(高松)	
2. うはしや 三郎右衛門	2	胡麻12石・大豆9石(広島)	
3. あかや 喜右衛門	5	大豆66石(拜志)	
4. いわしや 惣三郎	5	胡麻 2.4石(中津)	
5. 米 や 二郎兵衛	7	大麦17石(備前)	
6. しまや 伝三郎	6,18,20 21	大麦 2石, 大麦 2石, 大麦 6石, 大麦12石(以上, 因島三津庄)	
7. いつみや 治右衛門	9	小豆 6石(大坂)	
8. からつや 十三郎	19	小豆45石(唐津)	
9. 備中や 九郎右衛門	23	大麦50石(新居浜)	
10. 金 や 六郎右衛門	24	胡麻 3.5石(三原)	
11. 弥右衛門	27	大豆 2.1石(鞆)	
12. いつみや 新右衛門	28	胡麻 5石(中津)	
13. わたや 助右衛門	29	大麦60石(中津)	
荷 受 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内, 荷積地	
1. 米 や 九七郎	1.6.21 22, 23 28	米50石, 米45石, 米45石 米40石, 米40石 米30石(以上, 広島)	
2. 兎 玉 仁左衛門	6, 23	米50石, 米95石(以上, 広島)	
3. 島 や 七郎右衛門	11	米15石(中庄村)	
4. 大入や 清左衛門	16, 28	米36石(広島), 米18石(向島)	
5. はいや 九左衛門	18	米45石(向島)	
6. 泉 や 次郎右衛門	26	米60石(中庄村)	
7. うつほや 五郎左衛門	27	米21石(中庄村)	
人名記載なし		1件, 大麦20石(三原) 24件, 米969.5石	

「渋谷雑録」「尾道書類」による(表5・6も同じ)。

ってないことも
わかるが、三原
(に限らず広島)
の米屋と大坂屋
を結ぶ専門の輸
送業者が存在し
たことも推測で
きる。また表7
に「人名記載な
し」としている
のは、豊田郡の
浦辺蔵と浅野因
幡守長治の蔵入
米が大部分を占
めるが、これは
商人を指定する
ことなく町に下
されたものであ
ろう。
では以上述べ
てきた船持商事
と荷受商事の関
係をどのように

把握すべきであろうか。つまり、各地から物資を運んできた商人（表示されていない他国の商人も含む）が、①特定の尾道商人（荷受問屋）に荷上げする、②荷上げするが特定の商人とは限らない、③荷上げする場合もあるが、自ら小売したり、あるいは小売商に売却する、という少なくとも三つの場合が考えられる。①は一八世紀に問屋商業が大化した時期にみられるが、この段階（小市場Ⅱ）ではそこまで到達していないであろう。③の場合は、年寄の系譜をひく秋田屋（表6の15）・泉屋（表6の17、表7の7）・児玉屋（表5の10、表6の27）が考えられるが、泉屋をはじめとする初期豪商の経営の解体等を考慮すると、②が主流であったと推測できる。

以上、「切手写帳」の検討を不十分ながらも試みたが、そこには問屋商業の形態が生成しつつあったこと、また小市場内からの尾道への物資移入の大半が、元和期に地下人とよばれた月行事の系譜をひかない商人層によって担われていたこと——あえて推測すれば、表5の7に登場しなかった寛永年間の月行司は、他の月に船持商事を行っていたであろうが、多くは問屋の存在として船持商事に従事する商人等から、荷受行為を行っていたに違いない——がわかった。図1に示した大坂・堺や九州などの遠隔地の取引は、いまだ資本の優位にある年寄や有力な月行司の系譜をひく商人によってなされていた。これら商品流通の実態は、

尾道における小市場Ⅱの段階——すなわち、価格差の安定による買付（船持商事）→荷受（問屋）→（仲買）の端緒の成立。藩権力の領域市場整備への着手にとまらぬ市場関係の安定——および年寄・月行司の性格にみられた自治的機構の変化、という現象に照応しているであろう。

四 おわりに

慶長→寛永期の商品流通について、本稿では寛永年間を画期として二つの時期に分け、主に穀物の流通に検討を加えた。

慶長→寛永年間には、初期豪商の経営を有する商人やそれにつぐ商人層が中心となって、藩権力の容認のもとに一種の自治的機構を尾道に構築していた。藩権力がこの年寄・月行司の「六五人」体制に基づく自治組織を容認せざるをえなかったのは、何よりも領域における市場関係の未熟さに規定されたことであつた。こうしたなかで、年寄・月行司を中心とする商品の流通が実現されていたのであつた。

寛永→寛文年間には、初期豪商の経営の解体の進行にとまらぬ、尾道の当初の自治的機構もゆるいでくる。このことは、とくに小市場の成熟と、藩権力が領域市場の把握・整備にのりだしたことの反映でもあつた。この時期の商品流通は、小市場を舞台に船持商事を展開する地下人の活躍が

注目されるが、むしろ彼らから荷受を行う商人の存在にも注目すべきであろう。元禄期以降に盛大化する問屋商業の原型がここに示されている。西廻り航路開発によって確立していく問屋商業の展開については、稿を改めたい。

註

- (1) 『尾道の郷土史論』(長沼賢海述、三好松三郎編、一九三二年)。
- (2) 「尾道の史的変遷とその水産関係事項」(『社会经济史学』第五卷一号、一九三五年)。
- (3) 「尾道の問屋と問屋座会所」(『経済史研究』第二〇卷三号、一九三八年、のち『近世商業経営の研究』第三部第五章に再録、一九四九年)。
- (4) 「寛永期の尾道町宗目人別帳について」(『広島大学文学部紀要』一五号、一九五九年)、「日本における都市共同体の形成」(『史学研究』七三号、一九五九年)、「近世初期家商の性格と問屋制の成立」(『史学研究』八五号、一九六二年)、「近世都市成立過程に関する一考察」(『広島大学文学部紀要』第二卷二号、一九六三年)、「近世商品流通史の諸問題」(『社会科学研究』一二号、一九六四年)。
- (5) 市場問題は社会的分業の問題でもある。脇坂氏は、中世末〜近世初期のそれは、地域内における都市と農村との共同体間分業がその基礎であることを主張し、分業の二重構造論(都市と農村の分業と、地域間分業の同時存在)を批判している。

- (6) 「近世初期における加子役の成立と市場構造」(福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究』一九六八年)。
- (7) 「八箇国御時代分限帳」(秋山伸隆氏の写真版提供による。同氏には種々の御助言をいただいた。記して謝したい)。
- (8) 「毛利輝元印判状」(『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、八〇三〜八〇四頁)。
- (9) 毛利氏の流通支配については、秋山伸隆「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」(渡辺則文編『産業の発達と地域社会』一九八二年)、および土井作治『幕藩制国家の展開——広島・福山藩を中心として——』(一九八五年)を参照。
- (10) 「福島正則預ケ米証文」(『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、八〇九頁)。
- (11) 「残申御下米之銀子之事」(『渋谷文書』九州文化史研究施設所蔵)。
- (12) (13)(14) 「渋谷文書」。
- (15) 『尾道市史』中巻、七三五〜七三七頁。
- (16) 「尾道書類」(九州文化史研究施設所蔵)。
- (17) 少左衛門の父である又左衛門は、前述したように毛利時代に尾道の代官を勤めた初期家商である。笠岡屋の由緒書に、「文禄元壬辰年、大閨様高麗御帰陣之朝、右裏座敷に御一泊被為成、神辺迄御供仕候」(『尾道市史』中巻、七四三頁)とあり、尾道における勢力の大きさを物語っている。
- (18) (21) 「八箇国御時代分限帳」。
- (19) 『尾道市史』中巻、七三九頁。
- (20) 渋谷氏については、前掲脇坂論文や土井『幕藩制国家の展

開」等を参照されたい。洪谷与兵衛の子、市右衛門が書いた山緒の「覚」によれば、「私先祖洪谷対馬与申者相模国を罷越、毛利輝元様江罷出、対馬々七代御奉公相勤居り申候、七代日洪谷与右衛門儀、其時分知行所者備後国沼隈郡神村、同郡新庄村、同郡津之郷村、品治郡上岩成・下岩成以上五ヶ村ニ而、物成四百六拾三石老斗之余被下候、七端帆之関船老艘之役儀被仰付、則尾道町ニ住居仕り候、右村々之打渡シ者所持仕候、右与右衛門義歳罷寄候ニ付御断申上、知行差上浪人ニ而其儘尾道ニ罷居申候」(「洪谷文書」とあり、毛利氏の萩転封以前に浪人し、またその子与兵衛も「与右衛門任遣言、夫々浪人」し、毛利氏に仕えなかつたことが述べられている。

(22) 「福島正則預ケ米証文」。

(23) (24) 「洪谷文書」。

(25) 牟田・畑中前掲論文。

(26) 「御下米請遣方之事」(「洪谷文書」)。

(27) 「梶田出雲様御下米いわしや二郎右衛門殿あつかり分之覚」(「洪谷文書」)。

(28) 「寛永二年御下米請遣方一紙之事」(「洪谷文書」)。

(29) この額は実際に負担する額ではなく、一〇〇目につき四匁七分(寛永十七年「井上筑後様送加子百拾人算用」とか、一〇〇目につき二三匁七厘(寛永十年「苦葛くよおない銀十三組を取帳」というように、徴収される際の割掛基準額である。

(30) 脇坂氏は、寛永四年〜十七年の間に一町一名の年寄制が確

立したと想定されているが、肯首しがたい。五名の年寄制から一町一名、計三名の年寄制へ移行するのは、「尾道志稿」巻之八(文化十三年、『備後叢書』(田所収)に、十四日・土堂・久保町にそれぞれ一名の年寄が万治年間より記録されているが、おおよそその頃と推測しておきたい。

(31) 「御調郡尾道浦御加子銀鏡御帳」(寛永四年、尾道市立図書館蔵)。

(32) 註(30)、註(16)の史料および「寛永十五年地詰帳」(「新修尾道市史」第二巻所収)を詳細に検討すると、それぞれの記載が一定の順序で対応しており、抱と記載されているものなかには、様々な存在が含まれていることがわかる。

(33) 「洪谷文書」。

(34) 脇坂前掲論文「日本における都市共同体の形成」。

(35) 註(28)に同じ。

(36) 「御領内米并他困々俵子入切手写帳」(「洪谷雜録」および「尾道書類」)。

(37) 「万小日記」(寛永十八年、「洪谷雜録」)。

(38) 註(36)に同じ。

(39) なお一件ごとの註記は、牟田・畑中論文の第14表をとりあえず参照されたい。

(40) この点、初期豪商や中央の商業資本のあり方から、寛永年間の一つの画期を設定したものに、山口徹「初期豪商の性格」(古島敏雄編『日本経済史大系』3、一九六五年)や、林玲子「幕藩制的市場と三都商業資本」(『歴史学研究』三二四号、一九六七年)等がある。

〈付記〉本稿は、一九八七年八月二九・三〇日に行われた広島近世近代史研究会の合宿会での報告をまとめたものである。同会では有意義な御意見・助言をいただいた。記して謝したい。